

## 品川区環境活動推進会議設置要綱

制定	平成15年8月25日区長決定	要綱第 77号
改正	平成17年8月 9日区長決定	要綱第 74号
改正	平成19年3月 2日区長決定	要綱第 19号
改正	平成21年4月 1日区長決定	要綱第144号
改正	平成27年3月11日部長決定	要綱第264号

### (設置)

第1条 環境保全の取り組みを区民・事業者・区等社会を構成するすべての人々と協働して進めていく必要があるため、環境活動推進会議（以下、「会議」とする）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 環境保全への取り組みに関すること。
- (2) 地域、事業者、学校等の環境活動の推進に関すること。
- (3) 環境情報の収集や環境学習の推進に関すること。
- (4) 区民等への環境情報の提供や、相互交流、連絡調整に関すること。
- (5) その他、環境保全に関すること。

### (委員)

第3条 会議は、次に掲げる者で、区長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 区長が指定する者 4人程度
- (2) 区内の関係団体が推薦する者 6人程度
- (3) 区内の事業所が推薦する者 2人程度
- (4) 公募等により、委員とする者 20人程度

### (任期)

第4条 委員の任期は原則2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (座長等)

第5条 会議には座長および副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選出する。
- 3 副座長は、委員の中から座長が指名する。
- 4 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

### (分科会)

第6条 座長は、会議の都合上必要があると認めた場合は、分科会等を設置することができる。

### (報償等)

第7条 委員の活動に対しては、報償等を支払うことができる。

### (区の責務)

第8条 区は、会議の運営上必要な物またはその活動に対して、積極的な支援を行う。

- 2 区は、会議からの提言、要望のあった事項について、積極的に関係者と調整を図りながら、具体的な環境施策に反映させるように努めなければならない。

(事務局)

第9条 会議の事務局は、都市環境部環境課に置く。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関して必要な事項は、この会議で別に定める。

付 則

この要綱は平成15年8月25日から施行する。

付則

この要綱は平成17年8月9日から改正する。

付則

この要綱は平成19年3月2日から改正する。

付則

この要綱は平成21年4月1日から改正する。

付則

この要綱は平成27年4月1日から改正する。